

(注)

この掲載物は、国立国会図書館の許諾の下に、「在韓米軍地位協定等について（執筆者：清水隆雄）」『外国の立法—立法情報・翻訳・解説—』No. 220, 2004. 5, pp. 191-232. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000451_po_022015.pdf?contentNo=1>を転載したものである。

アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定

Agreement under Article IV of the Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of Korea, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in the Republic of Korea

(1966年7月9日署名、1967年2月9日発効、2001年1月18日改正)

白井 京 訳

(凡例)

この翻訳上、2001年改正による改正箇所には参考の便宜のために下線を施している。

第1条 定義

この協定において、次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(a) 「合衆国軍隊の構成員 (members of the United States armed forces)」とは、大韓民国の領域におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服務中のものをいう。ただし、合衆国大使館付の合衆国軍隊の人員と、改正された1950年1月26日付軍事顧問団協定にその身分が規定された人員は除く。

(b) 「軍属 (civilian component)」とは、合衆国の国籍を有する文民で大韓民国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する者をいい、通常大韓民国に居住する者又は第15条第1項に規定された者は除く。この協定のみの適用上、合衆国及び大韓民国の二重国籍者で合衆国が大韓民国に入れた者は、合衆国国民とみなす。

(c) 「家族 (dependents)」とは、次の者をいう。
(1) 配偶者及び21歳未満の子
(2) 父、母及び21才以上の子、又はその他の親戚で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存する者

第2条 施設及び区域一供与と返還

1. (a) 合衆国は、相互防衛条約第4条に基づき、大韓民国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第28条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。

「施設及び区域 (facilities and areas)」は、所在の如何を問わず、当該施設及び区域の運営に使用される現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) この協定の効力発生時に合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びに合衆国軍隊がこのような施設及び区域を再使用する時に合衆国軍隊がこれを再使用するという留保権を有したまま大韓民国に返還した施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。合衆国の軍隊が使用し、又は再使用权を有する施設及び区域の記録は、この協定の効力発生後にも合同委員会を通じてこれを保存する。

2. 合衆国政府及び大韓民国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の合意を再検討しなければならず、また、前記の施設、区域及びその一部を大韓民国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3. 合衆国が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、合同委員会を通じて合意された条件に基づき、大韓民国に返還しなければならない。合衆国は、前記の返還に向けて常に施設及び区域の必要性を検討することに同意する。

4. (a) 施設及び区域が一時的に使用されておらず、かつ、大韓民国政府がそのように通告をされたときは、大韓民国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は大韓民国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、この協定の規定が適用されない範囲を明記しなければならない。

第3条 施設及び区域一保安措置

1. 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。大韓民国政府は、支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るために、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通じての両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し、又はそれらの近傍の領土、領海及び領空について、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通じての両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2. (a) 合衆国は、第1項に定める措置を、大

韓民国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。

- (b) 電磁波放射装置の周波数又はこれに類する事項を含む電気通信に関するすべての問題は、両政府の指定通信当局間の取極により最大の調整と協力の精神でたえず迅速に解決しなければならない。
- (c) 大韓民国政府は、適用できる法律、規則及び協定の範囲内で、合衆国軍隊が必要とする電磁波放射高感度認知装置、遠隔通信装置又はその他装置に対する妨害を回避し又は除去するためのすべての合理的な措置を執るものとする。

3. 合衆国政府が使用している施設及び区域の運用は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない。

第4条 施設及び区域一施設の返還

1. 合衆国政府は、この協定の終了の際又はその前に大韓民国政府に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに大韓民国政府に補償する義務を負わない。
2. 大韓民国政府は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国政府にいかなる補償をする義務も負わない。
3. 前記の規定は、合衆国政府が大韓民国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第5条 施設及び区域一経費と維持

1. 合衆国は、この協定の存続期間中、第2項

の規定に基づき大韓民国が負担する経費を除き、大韓民国に負担を課することなく、合衆国軍隊の維持に伴う全ての経費を負担することに合意する。

2. 大韓民国は、合衆国に負担を課さず、この協定の存続期間中、第2条及び第3条に規定された飛行場及び港における施設及び区域のように共同で使用する施設及び区域を含む全ての施設、区域及び路線権を合衆国に無償で提供し、かつ相当な場合には、それらの所有者及び提供者に補償することに合意する。大韓民国政府は、合衆国政府によるこれらの施設及び区域の使用を保障し、また合衆国政府並びにその機関及び被用者が、このような使用に関して提起しうる第三者の請求から損害を蒙らないようにする。

第6条 公益事業及び役務

1. 合衆国軍隊は、大韓民国政府又はその地方行政機関が保有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び役務を利用するものとする。「公益事業及び役務 (utilities and services)」とは、輸送並びに通信施設及び通信システム、電気、ガス、水道、スチーム、電熱、電灯、動力及び下水汚染処理を含むが、これに限定されるものではない。ここで規定される公益事業及び役務の使用は、合衆国が軍輸送、通信、動力並びに合衆国軍の活動のために必要なその他の公益事業及び役務を運営する権利を侵害するものではない。前記権利は、大韓民国政府による公益事業及び役務の運営と合致しない方法では行使されてはならない。
2. 合衆国によるこれらの公益事業及び役務の利用は、他のどの利用者に付与されたものより不利でない優先権、条件並びに利率及び料金によらなければならぬ。

第7条 接受国の法令の尊重

大韓民国において、大韓民国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員、軍属及び第15条に基づき大韓民国に居住する者並びにそれらの家族の義務とする。

第8条 出入国

1. 本条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を大韓民国に入れることができる。大韓民国政府は、両政府間で合意された手続に従って入国者及び出国者の数並びに種別を定期的に通知される。
2. 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する大韓民国の法律及び規則の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する大韓民国の法律及び規則の適用から除外される。ただし、大韓民国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
3. 合衆国軍隊の構成員は、大韓民国への入国又は大韓民国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
 - (a) 氏名、生年月日、階級及び軍番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明カード
 - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書
 合衆国軍隊の構成員は、大韓民国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要求があるときは大韓民国の当局に提示しなければならない。
4. 軍属及びその家族並びに合衆国軍隊の構成員は、大韓民国の法律及び規則に従って出入りする。

員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、大韓民国への入国若しくは大韓民国からの出国に当たって又は大韓民国にある間その身分を大韓民国の当局が確認することができるようしなければならない。

5. 第1項の規定に基づいて大韓民国に入国した者の身分に変更があってその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、大韓民国の当局にその旨を通知するものとし、また、その者が大韓民国から退去することを大韓民国の当局によって要求されたときは、大韓民国政府の負担によらないで相当の期間内に大韓民国から輸送することを保証しなければならない。

6. 大韓民国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の大韓民国の領域からの退去を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、その者を自国の領域内に受け入れ、その他大韓民国外に配置することにつき責任を負う。この項の規定は、大韓民國でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために大韓民国に入国した者及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第9条 通関及び関税

1. この協定中に規定がある場合を除き、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、大韓民国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。

2. 合衆国軍隊（権限を付与された調達機関及び第13条に規定された歳出外資金の諸組織を含む。）が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び

装備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び装備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び装備品は、大韓民国に輸入することを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び装備品は、合衆国軍隊（権限を付与された調達機関及び第13条に規定された歳出外資金の諸組織を含む）が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び装備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び装備品にあっては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。この項で規定された免除は、合衆国軍隊から兵站上の支援を受ける連合軍司令部傘下のその他の国の軍隊の使用のために合衆国軍隊が輸入した資材、需品及び装備品にも適用する。

3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に宛てられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

(a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が大韓民国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と再会するため最初に到着した時に持ち込むこれらの者の私用のための家具、家庭用品及び身の回りの品

(b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常購入される種類の合理的な数量の身の回りの品及び家庭用品で、合衆国軍事

郵便局を通じて大韓民国に郵送されるもの

4. 第2項及び第3項で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際、税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払い戻すものと解してはならない。

5. 税関検査は、次のものの場合には行なわないものとする。

(a) 休暇命令ではない命令により大韓民国に入国し、又は大韓民国から出国する合衆国軍隊の構成員

(b) 公用の封印がある公文書及び公用の郵便封印があり合衆国軍事郵便経由の第一種郵便物

(c) 合衆国軍隊に宛てられた軍事貨物

6. 関税の免除を受けて大韓民国に輸入された物は、合衆国及び大韓民国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除き、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して大韓民国内で処分してはならない。

7. 第2項及び第3項の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて大韓民国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。

8. 合衆国軍隊は、大韓民国の当局と協力して、本条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執るものとする。

9. (a) 大韓民国の当局及び合衆国軍隊は、大韓民国政府の税関当局が執行する法令に対する違反を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助するものとする。

(b) 合衆国軍隊は、大韓民国政府の税関當

局によって又は代理によって差押えを受けるべき物件を確実に税関当局に引き渡すため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えるものとする。

(d) 合衆国軍隊の当局は、税関検査を目的として軍事上統制する埠頭及び飛行場に派遣された税関職員に対し、可能なすべての援助を提供するものとする。

(e) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、大韓民国政府の関税又は会計に関する法令に違反する行為に関連して大韓民国政府の税関当局が差し押さえたものは、関係部隊の当局に引き渡されるものとする。

第10条 船舶及び航空機の利用

1. 合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航される合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機は、入港料または着陸料を課されないで大韓民国の港又は飛行場を利用することができるものとする。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、大韓民国の当局にその旨の通告を与えるものとし、その貨物及び旅客の大韓民国への入国及び同国からの出国は、大韓民国の法令によるものとする。

2. 第1項に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（装甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域を利用し、これらのものとの間を移動し、及びこれらのものと大韓民国の港又は飛行場との

間を移動することができるものとする。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の料金を課さない。

3. 第1項に掲げる船舶が大韓民国の港に入港する場合には、通常の状態においては、大韓民国の当局に適切な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もし水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第11条 気象業務

大韓民国政府は、合衆国軍隊に対し両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（船舶からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（定期的概報及び可能であれば過去の資料を含む。）
- (c) 気象情報を報ずる電気通信サービス
- (d) 地震観測の資料

第12条 航空交通管制及び航法援助

1. すべての民間及び軍用の航空交通管理は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、この協定の運用のため必要な程度に統合するものとする。この協調及び統合を図るため必要な手続及びそれに付随するその後の変更は、両政府の当局間の取極によって確立される。

2. 合衆国は、大韓民国全域及びその領海に、船舶及び航空機用の航行飛行支援施設（必要に応じて有視界または電子装置による）を設置し、建設し及び維持する権限を有する。これらの航行飛行支援施設は、一般的に大韓民国で使用されるシステムに合致しなければならない。これらの航行飛行支援施設を設置した合衆国及び大韓民国の当局は、その位置及

び特徴を適切に相互に通告しなければならず、かつ、それらの航海支援施設に変更を加え、又は新たに設置する前に可能な限り予告をしなければならない。

第13条 歳出外資金による諸組織

- 1. (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する軍の販売所、食堂、社交クラブ、劇場、新聞社その他の歳出外資金による諸組織は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が設置することができる。これらの諸組織は、この協定に別段の定めがある場合を除き、大韓民国の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、大韓民国の規則、免許、手数料、租税又は類似の管理に服するものとする。
- 2. 前記組織による商品又は役務の販売には、この条の第1項(b)に定める場合を除き、大韓民国の租税を課さない。これら諸組織による商品及び需品の大韓民国内での購入には、両政府間が別段の合意をしない限り、これらの商品及び需品の他の購入者に課されるのと同一の大韓民国の租税を課する。
- 3. これらの諸組織が販売する物品は、合衆国及び大韓民国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を許可する場合を除き、これらの諸組織から購入することを認められない者に対して大韓民内で処分してはならない。
- 4. 本条に掲げる諸組織は、合同委員会における両政府の代表間の協議を通じ、大韓民国の租税当局に対し、大韓民国の税法が要求するところにより情報を提供するものとする。

第14条 課税

1. 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が大韓民国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課せられない。
2. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊（第13条に規定された諸組織を含む。）に勤務し、又は雇用された結果受ける所得について、大韓民国政府又は大韓民国にあるその他の課税権者に大韓民国の租税を納付する義務を負わない。合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって大韓民国にいる者は、大韓民国外の源泉から発生した所得に対し大韓民国政府又は大韓民国にあるその他の課税権者に大韓民国の租税を納付する義務を負わず、かつ、これらの者が大韓民国にいる期間は、大韓民国の租税の賦課の条件となる、大韓民国に居所又は住所を有する期間とはみなさない。本条の規定は、これらの者に対し、この項の第一文で述べている源泉以外の大韓民国の源泉から生ずる所得について大韓民国の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために大韓民国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての大韓民国の租税を免除するものではない。
3. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に大韓民国にあることのみに基づいて大韓民国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての大韓民国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行うため大韓民国において保有される財産又は大韓民国において登録された無体財産権には適用しない。

第15条 招請契約者

1. 合衆国軍隊又は同軍隊から兵站上の支援を受ける連合軍司令部の指揮下にあるその他の国の軍隊のための合衆国軍隊との契約の履行のみを目的として大韓民国にあり、かつ、合衆国政府が第2項の規定に従い指名するもの
 - (a)合衆国の法律に基づいて組織された法人、(b)通常合衆国に居住するその被用者、及び(c)前記の者の家族を含む。)は、この条に規定がある場合を除き、大韓民国の法令に服さなければならない。
2. 第1項にいう指名は、大韓民国政府との協議の上で行われるものとし、かつ、安全上の配慮から、関係契約者の技術上の資格が必要な場合、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務入手できない場合又は合衆国の法令上の制限のため公開競争入札を実施することができない場合に限り行われるものとする。前記の指名は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。
 - (a) 合衆国軍隊又は同軍隊から兵站上の支援を受ける連合軍司令部の指揮下にあるその他の国の軍隊との契約の履行が終わった場合
 - (b) それらの者が大韓民国において合衆国軍隊又は同軍隊から兵站上の支援を受ける連合軍司令部の指揮下にあるその他の国の軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証された場合
 - (c) それらの者が大韓民国で違法な活動に従事していることが立証された場合
3. 前記の者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
 - (a) 第10条第2項に定める利用及び移動
 - (b) 第8条の規定による大韓民国への入国
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第9条第3項に定める関税その他の課徴金の免除

- (d) 合衆国政府による許可を条件として、
第13条に定める諸組織の役務の利用
 - (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそ
れらの家族について第18条第2項に定め
るもの
 - (f) 合衆国政府による許可を条件として、
第19条に定めるところによる軍票の使用
 - (g) 第20条に定める郵便施設の利用
 - (h) 公益事業と役務に関する第6条により
合衆国軍隊に認められる優先権、条件、
利率及び料金に従った公益事業及び役務
の利用
 - (i) 雇用の条件並びに事業及び法人の免許
及び登録に関する大韓民国の法令の適用
除外
4. 前記の者の到着、出発及び大韓民国にある
間の居所は、合衆国軍隊が大韓民国の当局に
隨時に通告するものとする。
5. 前記の者が第1項に掲げる契約の履行のた
めにのみ保有し、使用し、又は移転する家屋
を除く減価償却資産については、合衆国軍隊
の権限のある代表の証明があるときは、大韓
民国の租税又はこれに類似する公課を課され
ない。
6. 前記の者は、合衆国軍隊の権限のある代表
の証明があるときは、これらの者が一時的に
大韓民国にあることのみに基づいて大韓民国
に所在する有形又は無形の動産の保有、使用、
死亡による移転又はこの協定に基づいて租税
の免除を受ける権利を有する人若しくは機関
への移転についての大韓民国における租税を
免除される。ただし、この免除は、投資のた
め若しくは他の事業を行うため大韓民国にお
いて保有される財産又は大韓民国において登
録された無形財産権には適用しない。
7. 前記の者は、この協定に定めるいずれかの
施設又は区域の建設、維持又は運営に関し合
衆国政府と結んだ契約に基づいて発生する所

得について、大韓民国政府又は大韓民国にあ
るその他の課税機関に所得税又は法人税を納
付する義務を負わない。大韓民国にある者は、
大韓民国の外の源泉から生ずる所得について
大韓民国の政府又は大韓民国にあるその他の
課税権者に大韓民国の租税を納付する義務を
負わず、また、これらの者が大韓民国にいる
期間は、大韓民国の租税の対象となる、大韓
民国に居所や住所を有する期間とはみなさな
い。この項の規定は、これらの者に対し、こ
の項の前段に規定された源泉以外の大韓民国
の源泉から生ずる所得についての所得税又は
法人税の納付を免除するものではなく、また、
合衆国の所得税の目的のために大韓民国に居
所を有することを申し立てる者に対し、所得
についての大韓民国の租税の納付を免除する
ものではない。

8. 大韓民国の当局は、これらの者に対し、大
韓民国において犯された罪で大韓民国の法令
によって罰することができるものについて裁
判権を行使する権利を有する。大韓民国の防
衛におけるこれらの者の役割を認め、当局は
第22条第5項、第7項(b)、第9項及び合意議
事録の関係規定に従わなければならない。大
韓民国の当局が裁判権を行使しないことに決
定した場合には、大韓民国の当局は、できる
限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通
知しなければならない。この通知があったと
きは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、
合衆国の法令により与えられた裁判権を行
使する権利を有する。

第16条 現地調達

1. 合衆国は、この協定の目的のため又はこの
協定で認められるところにより、大韓民国で
供給されるべき資材、需品、装備品及び行わ
れるべき役務(工事を含む。)のため、契約者、
供給者又は役務を提供する者の選択に関して

制限を受けてないで契約することができる。そのような資材、需品、装備品又は役務は、また、両政府の当局間で合意されるときは、大韓民国政府を通じて調達することもできる。

2. 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、装備品及び役務でその調達が大韓民国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、大韓民国の権限ある当局との調整の下に、また、望ましいときは大韓民国の権限ある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

3. 権限ある調達機関を含む合衆国軍隊が事前に適當な証明書を附し、大韓民国で公用のため調達する、若しくは最終的には合衆国軍隊が使用するために調達する資材、需品、装備品及び役務は、大韓民国の次の租税を免除される。

- (a) 物品税
- (b) 通行税
- (c) 石油税
- (d) 電気及びガス税
- (e) 事業税

両政府は、この条に特に明示していない大韓民国の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、装備品及び役務の購入価格の重要な部分を構成し、かつ容易に判別できると認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、大韓民国における物品及び役務の個人的購入について大韓民国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除を本条の規定を理由として享受することはない。

5. 第3項に掲げる租税の免除を受けて大韓民国で購入した物は、合衆国及び大韓民国の当

局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除き、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して大韓民国で処分してはならない。

第17条 務務

1. この条において、次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

- (a) 「雇用主 (employer)」とは、合衆国軍隊(歳出外資金による諸組織を含む。)及び第15条第1項に定める者をいう。
- (b) 「被用者 (employee)」とは、雇用主が雇用した民間人(軍属又は第15条に規定された契約者の被用者を除く。)をいう。ただし、(1)韓国役務部隊 (the Korean Service Corps) の構成員及び(2)合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族である個人が雇用した家事使用人は除く。これらの被用者は大韓民国の国民でなければならない。

2. 雇用主は、これらの人員を募集し、雇用し、及び管理することができる。可能な限り大韓民国政府の募集サービスを利用するものとする。雇用主が被用者を直接募集するときは、雇用主は労働行政上必要とされる適切な情報を大韓民国労働部に提供する。

3. この条の規定及び合衆国軍隊の軍事上の必要に矛盾しない限り、合衆国軍隊がこれらの被用者のために設定した雇用条件、報酬及び労使関係は、大韓民国の労動法令の諸規定に従わなければならない。

4. (a) 雇用主と被用者又は認められた被用者団体との間の争議で、合衆国軍隊の苦情処理又は労働関係手続を通じて解決することができないものは、大韓民国の労働法令中、団体行動に関する規定を考慮して、以下のとおり解決されなければならない。

- (i) 争議は、調停のために大韓民国の労働部に委託されるものとする。
 - (ii) その争議が前記(i)に規定された手続により解決されないときは、その問題は合同委員会に委託され、また、合同委員会は、更なる調停の努力のために指定する特別委員会にその問題を委託することができる。
 - (iii) その争議が前記の手続により解決されないときは、合同委員会は、迅速な手続が継続することを保証して、その争議を解決する。合同委員会の決定は、拘束力を有する。
 - (iv) 認められた被用者団体又は被用者が争議についての合同委員会の決定に従わないこと、又は、解決手続の進行中に正常な業務要件を破壊する行動に従事することは、前記団体の承認撤回及び被用者の解雇の正当な事由とみなされる。
 - (v) 被用者団体又は被用者は、争議が前記(ii)に規定された合同委員会に委託された後、少なくとも70日の期間が経過しない限り、正常な業務要件を破壊する行動に従事してはならない。
- (b) 被用者又は被用者団体は、合同委員会がこのような行動が大韓民国との共同防衛のために行われる合衆国軍隊の軍事作業をひどく妨害すると決定する場合を除き、労働争議が前記の手続によって解決されないときは、団体行動を行なう権利を有する。ただし、合同委員会でこの問題に関する合意できないときは、その問題は大韓民国政府の関係官と合衆国外交使節との間の討議を通じた再検討の対象とすることができます。
- (c) この条の適用は、戦争、敵対行為又はそれらが切迫した状態のような国家非常

時には、合衆国の軍当局との協議の下に大韓民国政府が取る非常措置により制限される。

- 5. (a) 大韓民国が労働者を配分するときは、合衆国軍隊は、大韓民国國軍が有するものより不利ではない配分特権が付与されるものとする。
 - (b) 戦争、敵対行為又はそれらが切迫した状態のような国家非常時には、合衆国軍隊の任務に不可欠な技術を習得した被用者は、合衆国軍隊の要請により、相互協議を通して大韓民国の兵役又はその他の強制服務が猶予される。合衆国軍隊は、不可欠と認定される雇用員の名簿を大韓民国に事前に提供する。
6. 軍属は、その雇用の条件に関して大韓民国の法令に服さない。

第18条 外国為替管理

- 1. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、大韓民国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2. 前項の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が大韓民国外の源泉から取得したものの大韓民国内又は大韓民国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3. 合衆国の当局は、前項に定める特権の濫用又は大韓民国の外国為替管理の回避を排除するため適当な措置を執らなければならない。

第19条 軍票

- 1. (a) ドルで呼称される合衆国軍票は、合衆国によって認可された者が内部取引のため使用することができる。合衆国政府は、

合衆国の規則が認める場合を除き、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止する適切な措置を執るものとする。大韓民国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で大韓民国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、処罰するものとする。

- (b) 合衆国の法律により認められる範囲内で、合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を提供する合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を逮捕し、処罰すること及び大韓民国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は大韓民国政府若しくはその機関に対していかなる義務も負うことはないことが合意される。
- 2. 軍票の管理を行うため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の大韓民国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、維持するものとし、これに、この施設を維持し、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による口座を維持し、かつ、関連するすべての金融取引（この協定の第18条第2項に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

第20条 軍事郵便局

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局

を、大韓民国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間ににおける郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第21条 会計手順

この協定から生ずる会計上の取引に適用すべき経理のため、大韓民国政府と合衆国政府との間に取極を行うことが合意される。

第22条 刑事裁判権

1. この条の規定に従うことを条件として、裁判権について、次のとおり定める。
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、合衆国の法律により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を大韓民国において行使する権利を有する。
 - (b) 大韓民国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、大韓民国の領土内で犯した罪で大韓民国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
2. (a) 合衆国の軍当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、合衆国の法律によって罰することができる罪で大韓民国の法律によっては罰することができない犯罪（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、排他的な裁判権を行使する権利を有する。
 - (b) 大韓民国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、大韓民国の法律によって罰することができる罪で合衆国の法律によっては罰することができない犯罪（大韓民国の安全に関する罪を含む。）について、排的な裁判権を行使する権利を有する。

- (c) この項及びこの条の第3項の目的のため、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
- (i) 国家に対する反逆
 - (ii) 妨害行為(サボタージュ)、諜報行為又は国家の公務上若しくは国防上の秘密に関する法律違反
3. 裁判権を行使する権利が併存する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) 合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又は合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) 公務執行中の行為又は不作為から生ずる罪
 - (b) その他の罪の場合、大韓民国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通知しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると考える場合において、他方の国の当局による権利放棄の要請に好意的考慮を払わなければならない。
4. この条の前項までの規定は、合衆国軍当局が大韓民国民又は大韓民国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5.(a) 合衆国軍当局及び大韓民国の当局は、大韓民国の領土内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び以下の項の規定に従って拘禁を行うべき当局への引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 大韓民国の当局は、合衆国軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通知しなければならない。合衆国軍当局は、大韓民国が裁判権を行使する第一次の権利を有するときには、大韓民国の当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 大韓民国が裁判権を行使すべき被疑者である合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁は、大韓民国により公訴されるまでの間、合衆国軍当局が引き続き行うものとする。
- (d) 第2項(c)に規定されている大韓民国の安全のみに反する罪に関しては、被疑者の拘禁は、大韓民国の当局が行わなければならない。
- 6.(a) 合衆国軍当局及び大韓民国の当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行う当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。
- (b) 合衆国軍当局及び大韓民国の当局は、裁判権を行使する権利が併存するすべての事件の処理について、相互に通知しなければならない。

7. (a) 死刑の判決は、大韓民国の法律が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国軍の軍当局が大韓民国内で執行してはならない。
- (b) 大韓民国の当局は、合衆国軍の軍当局がこの条の規定に基づいて大韓民国の領土内で言い渡した拘禁刑判決の執行について合衆国軍の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならぬ。大韓民国の当局は、また、大韓民国の法院が言い渡した拘禁刑に服役している合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁について合衆国軍の軍当局から引渡しの要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならぬ。前記の拘束が合衆国軍の軍当局に解放された場合には、合衆国は、拘禁刑の服役が終了し、又は権限ある大韓民国の当局によりその拘禁からの釈放が許されるまで、合衆国の適当な拘禁施設内において当該個人の拘禁を続ける義務を有する。この場合に合衆国軍の軍当局は、大韓民国の当局に定期的に関連する情報を提供しなければならず、また、大韓民国政府の代表は、大韓民国の法院が言い渡した刑を合衆国軍の構成員若しくは軍属又は家族と面会する権利を有する。
8. 被告人がこの条の規定に従って大韓民国の当局又は合衆国軍の軍当局のいずれかによって裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役を終えたとき、その刑が減刑され若しくは執行停止したとき、又は赦免されたときは、他方の国の当局は、大韓民国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項

- の規定は、合衆国軍の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が大韓民国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した行為又は不作為から生ずる規律違反について、裁判することを妨げるものではない。
9. 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、大韓民国の裁判権に基づいて訴追された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な起訴事実を知らされる権利
 - (c) 自己に不利な証人と対面する権利
 - (d) 証人が大韓民国の裁判管轄内にあるときは、自己に有利な証人を得るために強制的手続をとる権利
 - (e) 自己の防衛のため自己が選択する弁護人をもつ権利又は大韓民国でその当時通常行われている条件に基づき無料で若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
10. (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を有する。合衆国軍隊の憲兵は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適切な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の憲兵は、必ず大韓民国の当局との取扱いに従い、かつ、大韓民国の当局と連絡した場合にのみ使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の

間の規律及び秩序の維持若しくはそれらの者の安全保障のために必要な範囲内に限るものとする。

11. 相互防衛条約第2条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、刑事裁判権に関するこの協定の規定は、直ちにその適用が停止され、合衆国の軍当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対する排他的裁判権を行使する権利を有する。
12. この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、1950年7月12日付大田における覚書交換により効力が生じた大韓民国と合衆国との間の協定の諸規定を適用する。

第23条 請求権

1. 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の軍隊が使用する財産に対する損害については、次のいずれかの場合には、相手国に対するすべての請求権を放棄する。
 - (a) 損害が他方の当事国の軍隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
 - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその軍隊が使用するものの使用から生じた場合であって、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたとき

海難救助についての一方の当事国との他方の当事国に対する請求権は、救助された船舶又は積荷が、他方の当事国が所有し、かつ、その国の軍隊が公用のために使用しているものであった場合には、放棄する。

- 2. (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産に対して第1項に述べられたように損害が引きおこされ、発生した場合

には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求権を決定する。

- (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、高い地位の司法官職に就いているも又は就いていたことがある者の中から選定される。
- (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有し、最終的のものとする。
- (d) 仲裁人が裁定した賠償金の額は、第5項(e)の(i)、(ii)及び(iii)の規定に従って分担される。
- (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に付帯する必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
- (f) 各当事国は、いかなる場合においても1400合衆国ドル又は大韓民国通貨でこれに相当する額（請求が提起されたとき、第18条の合意議事録に規定された為替レートによる。）までの金額については、その請求権を放棄する。
3. 本条の第1項及び第2項の目的のため、船舶について「当事国が所有する（owned by a Party）」と表現するときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の状態で徴発した船舶又は拿捕した船舶（損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって発生した範囲を除く。）を含む。
4. 各当事国は、自国の軍隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
5. 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは

被用者（大韓民国民及び通常大韓民国に居住する被用者を含む。）の行為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の行為、不作為若しくは事故で、大韓民国において大韓民国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及びこの条第6項又は第7項の規定の適用を受ける請求権は除く。）は、大韓民国が次の規定に従って処理する。

- (a) 請求は、大韓民国の軍隊の行動に起因して発生する請求権に関する大韓民国の法令に従って、提出し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 大韓民国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、裁判により合意され、又は決定された額の支払を大韓民国ウォンで行う。
- (c) 前記の支払（適切な大韓民国の法院による裁判に従って和解又は調停されたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の大韓民国の権限のある法院による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 大韓民国が支払をした各請求は、その明細並びに(e)(i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2ヶ月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) この項の(a)から(d)まで及び第2項の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
 - (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、調停され、決定された額は、その25パーセントを大韓民国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
 - (ii) 合衆国及び大韓民国が損害について

責任を有する場合には、裁定され、調停され、決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が大韓民国又は合衆国の軍隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの軍隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、調停され、決定された額は、合衆国及び大韓民国が均等に分担する。

- (ii) 損害賠償責任、賠償額及び比率に基づく分担案が両国政府により承認された各事件について、大韓民国が6ヶ月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6ヶ月ごとに合衆国の当局に送付される。このような支払は、できる限りすみやかに韓国ウォンで行わなければならない。この項で述べられている両国政府の承認は、第2項(c)及び第5項(c)に各々述べられている仲裁人による決定又は適切な大韓民国法院による決定を侵害してはならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（大韓民国の国籍を有する又は通常大韓民国に居住する被用者を含む。）は、その公務の執行から生ずる事項については、大韓民国においてその者に対して与えられた判決の強制執行手続を受けない。
- (g) この項の規定は、前記(e)の規定がこの条の第2項に定める請求権に適用される範囲を除き、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、第4項の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6. 大韓民国内における不法行為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生

する合衆国軍隊の構成員又は被用者（大韓民国国民である被用者又は通常大韓民国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方
法で処理する。

- (a) 大韓民国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、請求人に対する賠償金を査定し、その事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、適切な合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、道義に基づく賠償金の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 道義に基づく賠償金の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を大韓民国の当局に通知する。
- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行われたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを審理する大韓民国の法院の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7. 合衆国軍隊の車両の無許可の使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除き、第6項の規定に従って処理する。

8. 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法行為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、この条第2項(b)の規定に従って指名された仲裁人に提出するものとし、この点に関する仲裁人の決定は、最終的のものとする。

9. (a) 合衆国は、大韓民国の法院の民事裁判権に関しては、合衆国軍隊の構成員又は被用者の公務執行により生ずる問題において、大韓民国内でこれらの者に対して行われた判決の強制執行手続に関する場合又は請求を完全に充足させる支払をした後の場合を除き、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する大韓民国の法院の裁判権からの免除を請求してはならない。

- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に大韓民国の法律に基づき強制執行を行うべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、大韓民国の法院の要請に基づき、その財産が大韓民国の当局に引き渡されるように、その権限内のあらゆる援助を提供するものとする。
- (c) 合衆国及び大韓民国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10. 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、装備品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争で当該契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に提出することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が民事訴訟を提起する権利を害するものではない。

11. この条の第2項及び第5項の規定は、非戦闘行為に付随して生じた請求権についてのみ適用する。

12. この条の目的のため、合衆国陸軍に派遣勤務する大韓民国の増援軍隊（KATUSA^(注1)）の構成員は、合衆国軍隊の構成員とみなす。

13. この条の諸規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、合衆国の当局が処理し、かつ、解決する。

第24条 車両及び運転免許証

1. 大韓民国は、合衆国又はその下部行政機関が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
2. 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両には、それらを容易に識別できる特別のナンバープレート又は個別の印を付けなければならぬ。
3. 大韓民国政府は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が私有する車両に免許を付与し、登録する。当該車両の所有者の氏名及びその他当該車両の免許及び登録を行うために大韓民国の法律によって必要とされる関連する情報は、共同委員会を通じて、合衆国政府の職員から大韓民国政府に提供する。免許プレートの発行に関する実費を除き、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、大韓民国における車両の免許、登録又は運行に関係するすべての手数料及び賦課金の支払を免除され、第14条の規定に従ってこれに関係するすべての税金の支払を免除される。

第25条 安全措置

合衆国及び大韓民国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、第15条に基づき大韓民国にいる者及びそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため隨時に必要となるべき措置を執ることについて協力する。大韓民国政府は、その領域において合衆国の設備、装備品、財産、記録及び公的な情報の十分な安全及び保護を確保するため、また、第22条に基づき、大韓民国の適用される法令によって犯人を処罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第26条 保健及び衛生

合衆国軍隊及び軍属並びにそれらの家族のための医療支援を提供する合衆国の権利と矛盾しないように、疾病の管理及び予防、その他公衆保健、医療、衛生並びに獣医業務の調整に関する共同の関心事は、第28条に基づき設置される合同委員会において両国政府の関係当局が解決する。

第27条 予備役の編入及び訓練

合衆国は、大韓民国に在留する資格を有する合衆国市民を大韓民国において予備役軍隊に入隊させ、訓練することができる。

第28条 合同委員会

1. 別に規定する場合を除き、この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する合衆国政府と大韓民国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国がこの協定の目的の遂行に当って使用するため必要とされる大韓民国内の施設及び区域を決定する協議機関としての役割を持つ。
2. 合同委員会は、合衆国政府の代表者1人及び大韓民国政府の代表者1人で組織し、各代表者は、1人又は2人以上の代理及び職員を有するものとする。合同委員会は、それ自身の手続規則を決定し、必要な補助機関及び管理機関を設ける。合同委員会は、合衆国政府又は大韓民国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
3. 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適切なルートを通じて、その問題をさらに考慮するようにそれぞれの政府に付託するものとする。

第29条 協定の発効

1. この協定は、大韓民国政府が合衆国政府に対して大韓民国の国内法上の手続によりこの協定が承認されたと書面で通告した日から3か月後に効力を生ずる。
2. 大韓民国政府は、この協定の規定を施行するのに必要なすべての立法上及び予算上の措置を立法府に求める義務を有する。
3. 第22条第12項の規定を条件に、この協定は、効力発生と同時に1950年7月12日付の大田における覚書交換により効力が生じた裁判管轄権に関する合衆国及び大韓民国の政府の間の協定を廃棄し、これに代える。
4. 1952年5月24日付の大韓民国と連合軍司令部との間の経済調整に関する協定第3条第13項は、この協定の範囲内で、合衆国軍隊の構成員、軍属及び招請契約者並びにそれらの家族には適用されない。

第30条 協定の改正

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉を開始するものとする。

第31条 協定の存続期間

この協定及びその合意された改正は、両政府の合意によって早期に終了させない限り、合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約が有効である間、有効とする。

以上の証拠として、下名の者は、各自の政府から正当な権限を委任され、この協定に署名した。

韓国語と英語により本書2通を作成した。

両文はひとしく正文であるが、解釈に相違がある場合には、英語文が優先する。

1966年7月9日にソウルで署名された。

アメリカ合衆国代表

ディーン・ラスク

ウィンスロップ・P・ブラウン

印

大韓民国代表

イ・ドンウォン

ミン・ポッキ

印

<2001年1月18日の改正協定>

1966年7月9日、ソウルにおいて署名されたアメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定を改正することを希望し、以下の通り合意した。

第1条

第22条第5項(c)を以下の通り改正する。

大韓民国が裁判権を行使すべき被疑者である合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の拘禁は、大韓民国により公訴されるまでの間、合衆国の軍当局が引き続き行うものとする。

第2条

この協定は、大韓民国政府からアメリカ合衆国政府に対して同協定が大韓民国の国内法上の手続に従って承認されたということを書面で通告した日から1か月後に発効する。

以上の証拠として、下名の者は、各政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

2001年1月18日、ソウルにおいてひとしく正本である英語と韓国語により本書2通を作成し

た。相違がある場合には、英語文が優先する。

(署名略)

(1) Korean Augmentation to the U.S. Army の略

(しらい きょう・海外立法情報課)

(注)

アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定の合意議事録
Agreed Minutes to the Agreement under Article IV of the Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of Korea, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in the Republic of Korea

(1966年7月9日署名、2001年1月18日改正)

白井 京 訳

(凡例)

この翻訳上、2001年改正による改正箇所には、参照の便宜のために下線を施している。

アメリカ合衆国と大韓民国の全権委員は、署名されたアメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定の交渉において合意された以下の了解事項を記録にとどめることを希望する。

国政府は、自然環境及び人間の健康保護と一致する方式でこの協定を履行することを確約し、大韓民国政府の関連環境法令及び基準を尊重する政策を確認する。大韓民国政府は、合衆国人員の健康及び安全を十分に配慮し、環境法令と基準を履行する政策を確認する。

第1条

(b)項に関し、合衆国及び大韓民国が供給することのできない特定の技術を有する者であり、かつ、第三国の国民である者は、合衆国軍隊による雇用を唯一の目的として、合衆国軍隊により大韓民国に入国することができることが認められる。これらの者及び第三国の国民であり、かつ、この協定の効力発生時に大韓民国にいる合衆国軍隊に雇用され、勤務し、又はこれに随伴する者は、軍属とみなされる。

第4条

1. 合衆国により又は合衆国のために、合衆国の経費で建設又は建築されたすべての移動可能な施設並びに施設及び区域の建築、拡張、運営、維持、警護及び管理に関し、合衆国により若しくは合衆国のために大韓民国に導入され、又は大韓民国において調達されたすべての備品、資材及び需品は、合衆国の財産とされ、また、大韓民国から撤去することができる。

2. この協定に基づき大韓民国により提供され、又は本条に規定された施設及び区域内にある移動可能なすべての施設、備品及び資材又はその一部は、これらがこの協定の目的のためにもはや必要でなくなったときはいつでも大韓民国に返還されるものとする。

第3条

合衆国軍隊は、緊急の場合に施設及び区域の周辺において同軍隊の警護及び管理に必要な措置を執る権限を有することが合意される。

第3条第2項に関して次のように合意する。

合衆国政府と大韓民国政府は、1953年相互防衛条約に基づく大韓民国における防衛活動に関し、環境保護の重要性を理解し、認める。合衆

第6条

1. 合衆国軍隊に適用される優先権、条件、使

- 用料又は料金について、大韓民国の当局により決定された変更は、その発効日に先立ち、合同委員会の協議対象となることが了解された。
2. 本条は、いかなる意味においても1958年12月18日付の公益物に関する請求権清算のための協定を廃止するものとは解釈されず、同協定は、両政府が別段の合意に達しない限り有効に存続する。
 3. 緊急の場合には、大韓民国は、合衆国軍隊の必要を充足するのに必要な公益事業及び役務の提供を保証するために適切な措置を執ることに合意する。

第8条

1. 第3項(a)に関し、合衆国軍隊の法執行機関員（例えば憲兵、海軍憲兵、空軍憲兵、空軍特別捜査部、犯罪捜査隊及び対情報部隊）として大韓民国において軍事警察活動に従事する者は、所持者の姓名、地位及びその者が法執行機関の一員であるという事実を両国語で記載した身分証明カードを所持する。この身分証明カードは、その所持者の公務執行中に関係当事者の要請がある時には、これを提示しなければならない。
2. 合衆国軍隊は、要求があれば、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族の身分証明カードの様式及び大韓民国における合衆国軍隊の各種制服の説明書を大韓民国の当局に提供する。
3. 第3項の最終文は、合衆国軍隊の構成員は、要求があるときは身分証明カードを提示するが、これを大韓民国当局に引き渡すことは要求されないことを意味する。
4. 第5項に基づく身分上の変更後、第6項に基づく合衆国の当局が負う責任は、第5項に基づく通告が大韓民国の当局に伝達された後、合理的な期間内に追放命令が発せられた

場合にのみ発生する。

第9条

1. 合衆国軍隊の歳出外資金による諸組織が、第13条及びその合意議事録により認められた者の使用のために、第2項に基づき輸入した物品の量は、そのような使用のために合理的に必要とされる範囲に限られなければならない。
2. 第3項(a)は、荷物の船積みと所有者の旅行が同時に行われることを要求するものではなく、又は積荷や船積みが1回であることを要求するものでもない。これに關し、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、最初に到着した日から6か月間は、合理的な量の家具、家庭用品及び個人的所持品を無税で輸入することができる。
3. 第5項(c)で使用されている「軍事貨物」とは、武器及び装備品にのみ限定されず、合衆国軍隊（同軍隊の公認調達機関及び第13条に規定された歳出外資金による諸組織を含む。）に送られたすべての貨物をいう。歳出外資金による諸組織に送られた貨物に関する適切な情報は、定期的に大韓民国の当局に提供される。適切な情報の範囲は、合同委員会が決定する。
4. 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族により、又はこれらの者の為に、大韓民国への搬入が大韓民国の関税に関する法令に違反する物品が搬入されないことを確保するために、あらゆる実行可能な措置を執る。合衆国軍隊は、このような物品の搬入が発見された時にはいつでも、迅速にその旨を大韓民国の税関当局に通知する。
5. 大韓民国の税関当局は、第9条に基づく物品の搬入に關し乱用又は違反があると認めた場合には、合衆国軍隊の適切な当局にその問

題を提起することができる。

6. 第9項(a)及び(c)における「合衆国軍隊は、可能なすべての援助を与えなければならぬ」等の文言は、合衆国軍隊による合理的かつ実行可能な措置をいう。
7. この条の第2項に規定された免税待遇は、合衆国軍隊が発する規則に基づき、販売所及び歳出外資金の諸組織を通じて第13条及びその合意議事録に規定された個人と機関に販売するために輸入した資材、需品及び装備品に適用するものと了解される。

第10条

1. 「合衆国及び合衆国以外の国の船舶…で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの」とは、公用船舶及び傭船（裸傭船、航海傭船及び時間傭船）をいう。一部傭船は含まない。商用貨物と私人である旅客は、例外的な場合にのみ前記船舶により運送される。
2. ここに規定された大韓民国の港とは、通常「開港場（open ports）」をいう。
3. 第3項にいう「適切な通告（appropriate notification）」を行うことの免除は、このような通告が合衆国軍隊の安全又はこれに類似の理由のために必要な異常の場合にのみ適用される。
4. 大韓民国法令は、この条で特別に別途規定する場合を除いて適用される。

第12条

合衆国軍隊が、同軍隊が使用している施設及び区域の外に船舶と航空機用の恒久的な運航補助施設を設置する時には、第3条第1項に設定された手順に基づき施行する。

第13条

合衆国軍隊は、次の各号の者に第13条第1項

にいう諸組織の使用を許可することができる。

- (a) 通常このような特権が付与される合衆国政府のその他の公務員及び職員
- (b) 合衆国軍隊から兵站支援を受ける連合軍司令部傘下で大韓民国に駐留している非韓国軍及びその構成員
- (c) 合衆国政府の財政支援により契約上の任務を遂行することのみを目的として、大韓民国に滞在する韓国人でない者
- (d) 米赤十字社及び米軍慰問団のように、主として合衆国軍隊の利益及び任務のために大韓民国にある組織並びにその韓国人でない職員(注1)
- (e) 前各号に規定された者の家族
- (f) 大韓民国政府の明示的承認を得たその他の個人及び組織

第15条

1. 第15条第1項に明記されたものに追加の合衆国との契約の履行は、第15条に規定された者を本条の適用から除外するものではない。
2. 契約者の被用者としてこの協定の発効日に大韓民国に滞在しており、又通常合衆国に居住していないという事実を除けば、第15条に含まれた特権を享有する者は、その滞在目的が第15条第1項に規定されたところに符合する間に限り、これらの特権を受ける資格を有する。

第16条

1. 合衆国軍隊は、同軍隊の大韓民国における調達計画において予想される重要な変化に関する適切な情報を、可能な限り事前に大韓民国の当局に提供する。
2. 大韓民国と合衆国との間の経済関係法令及び商慣行の相違に起因する調達契約に関する困難な点の満足な解決の問題は、合同委員会又は他の適切な代表によって検討される。
3. 合衆国軍隊が最終的に使用する物品の購入

について、免税を受ける手順は以下のとおりとする。

- (a) 合衆国軍隊宛に託送又は送付された資材、需品及び装備品が、合衆国軍隊の監督の下に第5条に規定された施設及び区域の建設、維持若しくは運営のための、又はこのような施設及び区域内にある軍隊の支援のための契約の履行のために使用され、又はその全部若しくは一部が消費されるものであるという合衆国軍隊による適切な証明に基づいて、合衆国軍隊の権限のある代表は、生産者から直接に当該資材、需品及び装備品の引渡を受けるものとする。このような場合、第16条第3項に規定された租税徴収は一時的に停止される。
 - (b) 合衆国軍隊の権威ある代表は、大韓民国の当局に対し施設及び区域内でこのような資材、需品及び装備品を受領したことを確認する。
 - (c) このような資材、需品及び装備品に対する租税の徴収は、次のいずれかの時期まで停止される。
 - (i) 合衆国軍隊が前記の資材、需品及び装備品を消費した量と程度を確認して証明する時
 - (ii) 合衆国軍隊が前記の資材、需品及び装備品で同軍隊が使用する物品又は施設に統合した量を確認して証明する時
 - (d) (c)の(i)又は(ii)の規定に基づいて証明された資材、需品及び装備品は、その価格が合衆国政府の歳出予算又は合衆国の支払いのために大韓民国政府が拠出した資金から支払われる場合に限り、第16条第3項による租税が免除される。
4. 第3項に関する「公用のため調達する資材、需品、装備品及び役務」とは、合衆国軍隊又はその公認調達機関が大韓民国の供給者から直接調達するものをいう。「最終的使用のため

調達する資材、需品、装備品及び役務」とは、合衆国軍隊の契約者が、合衆国軍隊との契約によって最終生産の生産のために統合される品目又は必要な品目を、大韓民国の供給者から調達することをいう。

第17条

1. 大韓民国政府は、第2項に基づき要請された援助を提供するにおいて必要とされる直接経費について、返済を受けるものと了解される。
2. 合衆国政府が大韓民国の労働法令の諸規定に従うという保証は、合衆国政府が国際法上の同政府の免責の権利を放棄することを意味するものではない。合衆国政府は、正当な理由なく又はそのような雇用が合衆国軍隊の軍事上の必要に背馳する場合を除き、雇用を終結してはならない。軍事上の必要により減員を要する場合には、合衆国政府は、可能な限り雇用の終結を最小化するために努力するものとする。
3. 雇用主は、大韓民国の所得税法が定める源泉徴収税をその被用者の給料から控除し、大韓民国政府に納付する。
4. 雇用主が、合衆国軍隊の軍事上の必要のために、この条に基づき適用される大韓民国の労働法の諸規定に従うことができない場合には、その問題の検討及び適切な措置のため事前に合同委員会に付託するものとする。合同委員会において適切な措置に関して相互に合意がなされない場合には、その問題は大韓民国政府の担当官とアメリカ合衆国の外交使節との間の討議を通じた再検討の対象とすることができます。
5. 労働組合又はその他の被用者団体は、その目的が合衆国と大韓民国の共同利益に有害でない限り、雇用主によって承認されるものとする。このような団体への加入又は不加入は、

雇用及び被用者に影響を及ぼすその他の措置の要因にはならない。

第18条

第13条に規定された諸組織を含む合衆国軍隊が、大韓民国内において、合衆国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族並びに第15条に規定された者以外の者に対して行う支払いは、大韓民国の外国為替管理法及び諸規則に従って実施されるものとする。これらの取引に使用される資金は、換算される時、大韓民国内において違法でない合衆国「ドル」対大韓民国「ウォン」で表示される最高為替レートにより大韓民国通貨に換算される。

第20条

海外において通常このような特権を与えられている合衆国政府のその他の幹部職員及び職員並びにそれらの家族は、合衆国軍事郵便局を利用することができます。

第22条

この条の規定は、合衆国軍隊以外の大韓民国にいる国連軍の職員に対する裁判管轄権の行使に関する協定、取極又は慣行には影響を及ぼさない。

第1項(a)に関して次のように合意する。

合衆国法の現状において、合衆国の軍当局は、平和時には軍属及び家族に対して有効な刑事裁判権を有しないと理解される。今後の立法、憲法改正、又は合衆国の関係当局による決定の結果として、合衆国軍事裁判権の範囲が変更されるときは、合衆国政府は外交ルートを通じて大韓民国政府に通告するものとする。

第1項(b)に関して次のように合意する。

1. 大韓民国が戒厳令を宣言された場合には、この条の諸規定は戒厳令下にある大韓民国の地域においては、その適用が即時中止され、

合衆国の軍当局は、戒厳令が解除される時までこれらの地域で合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して排他的な裁判権を行使する権利を有する。

2. 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対する大韓民国当局の裁判権は、大韓民国の領域外において犯したどのような犯罪にも及ばない。

第2項に関して次のように合意する。

大韓民国は、合衆国の当局が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して課すことができる管理上並びに規律上制裁に該当する事件における有効性を認め、合衆国の軍当局の要請により、第2項に基づく裁判権を行使する権利を放棄することができる。

第2項(c)に関して次のように合意する。

1. 両政府は、本項に規定された安全に関する全ての犯罪の詳細及び自国の法令上のこのような犯罪に関する規定の詳細を相手方に通告するものとする。

第3項(a)に関して次のように合意する。

1. 合衆国軍隊の構成員又は軍属が犯罪により告発された場合において、申し立てられた犯罪が、その者により犯されたものであっても、その犯罪が公務執行中の行為又は不作為によるものであるという旨を記載した合衆国の権限のある軍当局が発行した証明書は、第一次的裁判権を決定するための事実の十分な証拠となる。この条及びこの合意議事録でいう「公務 (official duty)」とは、合衆国軍隊の構成員及び軍属が公務執行期間中に行う全ての行為を含むのではなく、その者が執行している職務の役目として行われることが要求される行為のみに適用するものをいう。

2. 大韓民国の検事総長が公務執行証明書に反対の証拠があると認める例外的な場合においては、大韓民国政府の関係官と駐韓合衆国外交使節との間の討議を通じた再検討の対象と

なるものとする。

第3項(b)に関して次のように合意する。

1. 大韓民国の当局は、合衆国の軍法に服する者に関して、秩序と規律を維持することが合衆国軍当局の主な責任であることを認め、第3項(c)に基づいた合衆国の軍当局の要請があれば、大韓民国の当局による裁判権の行使が特に重要だと決定する場合を除き、第3項(b)に基づく裁判権を行使する第一次の権利を放棄する。
2. 合衆国の軍当局は、大韓民国の権限ある当局の同意を得て、捜査、裁判及び判決のために、合衆国が裁判権を有する特定刑事事件を大韓民国の法院及び当局に移送することができる。大韓民国の関係当局は、合衆国の軍当局の同意を得て、捜査、裁判及び判決のために、大韓民国が裁判権を有する特定刑事事件を合衆国の軍当局に移送することができる。
3. (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が大韓民国内において大韓民国の利益に反し犯した犯罪のために、合衆国の裁判所に告発された場合には、その裁判は大韓民国内で行われるものとする。ただし、次の場合は除く。
 - (i) 合衆国の法律が別の要求をする場合
 - (ii) 軍事上の緊急事態又は公正のために、合衆国の軍当局が大韓民国の領域外において裁判を行う意図がある場合、合衆国の軍当局は、大韓民国の当局にこのような意図に対する意見を陳述することのできる機会を適時に付与し、大韓民国の当局が陳述する意見について十分な考慮を払うものとする。
- (b) 裁判が大韓民国の領域外において行われる場合には、合衆国の軍当局は大韓民国の当局に裁判の場所及び日時を通告するものとする。大韓民国の代表は、その裁判に立ち会う権利を有する。合衆国の

当局は、判決及び訴訟の最終結果を大韓民国の当局に通告しなければならない。

4. この条の規定の施行及び犯罪の迅速な処理のために、大韓民国の関係当局と合衆国の軍当局は、協定を締結することができる。

第5項(c)に関して次のように合意する。

1. 大韓民国の当局が第一次の裁判権を行使する事件と関連し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族である被疑者を逮捕した場合、大韓民国の当局は、大韓民国の当局による捜査と裁判が可能であることを条件に、要請に基づきその被疑者を合衆国の軍当局に引き渡す。
2. 大韓民国の当局が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である被疑者を犯行現場において、同現場からの逃走直後又は合衆国統制区域への復帰前に逮捕した場合、その者が殺人又は悪質な強姦のような凶悪犯罪を犯したと信じるに値する相当な理由があり、証拠隠滅、逃走又は被害者若しくは潜在的証人の生命、身体若しくは財産に対する加害の可能性を理由に拘束する必要があるときは、合衆国の軍当局はその被疑者の身柄引渡しを要求しなければ公正な裁判を受ける被疑者の権利が侵害される結果となると信じる適法な事由がない限り、拘禁者の引渡しを要請しないことと合意する。
3. 合衆国の軍当局は、大韓民国が第一次の裁判権を有する犯罪であって、拘禁を許可するのに必要な重大性が充分にあり、拘禁を行うための必要かつ十分な理由のある以下の類型の犯罪の起訴時又は起訴後、大韓民国が拘禁者の引渡しを要求した場合、大韓民国当局へ拘禁者を引き渡すものとする。
 - (a) 殺人
 - (b) 強姦（準強姦及び13歳未満の者との姦淫を含む。）
 - (c) 嘘利誘拐

- (d) 違法な薬物の取引
 - (e) 販売目的のための違法な薬物の製造
 - (f) 放火
 - (g) 凶器使用強盗
 - (h) 前項の犯罪の未遂
 - (i) 傷害致死
 - (j) 飲酒運転による死亡事故
 - (k) 死亡事故を起こした後現場からの逃走
 - (l) 上記の犯罪のうち、一又はそれ以上の犯
罪の被包含犯罪
4. 被疑者がその犯罪を犯したという「相当な
理由 (adequate cause)」とは、被疑者がその
罪を犯したと信じる合理的な根拠があるとい
う司法的決定をいう。このような司法的決定
は、大韓民国の法律に基づき行なわれる。
5. 裁判前拘禁の「必要 (necessity)」とは、被
疑者が証拠を隠滅したり若しくは隠滅する可
能性があり、逃走する可能性があり、又は被
疑者、潜在的証人、若しくはそれらの家族の
生命、身体若しくは財産に害を加える恐れが
あると疑う合理的な根拠を理由に、被疑者の
拘禁が要求されるという司法的決定をいう。
このような司法的決定は、大韓民国の法律に
基づいてなされる。
6. 大韓民国の法律上認められる全ての場合に
おいて、被疑者の逮捕、拘禁又はそのどちら
かの請求の適法性を審査する予備審問は、被
疑者により、かつ被疑者のために自動的に申
請され、開催される。被疑者とその弁護人は、
同審問に出席し、参加することが許容される。
合衆国政府代表も又、同審問に出席するも
のとする。
7. すべての申請が決定する前の保釈申請権と
法官による審査を受ける権利は、すべての裁
判手続が終結する前までに、被疑者、その弁
護人若しくは家族がいつでも主張するこ
ができる持続的な権利である。
8. 被疑者が病気、負傷又は妊娠中である特別

- な場合、大韓民国の当局は、合衆国の軍当局
による裁判前拘禁の放棄又は延期の要請につ
いて好意的に考慮を払うものとする。
9. 被疑者が合衆国の軍当局の拘禁下にある場
合、合衆国の軍当局は、要請があれば即座に、
大韓民国の当局をしてこのようないかん被疑者に
する検査と裁判を行うことができるようす
るものとし、また、このようないかん目的のために、
かつ、司法手続きの進行に対する障害を防止
するために、あらゆる適切な措置を執るもの
とする。
10. 被疑者が合衆国の軍当局の拘禁下にある場
合、合衆国の軍当局はいつでも大韓民国の當
局に身柄を引き渡すことができる。合衆國の
軍当局により、被疑者の身柄が大韓民国に引
き渡された後、大韓民国の当局はいつでも合
衆國の軍当局に身柄を引き渡すことができ
る。
11. 合衆国軍当局は、特定の事件における大
韓民国の当局の身柄の引渡しの要請に対し、
好意的な考慮を払うものとする。
- 第6項に関して次のように合意する。
1. 合衆国軍当局と大韓民国の当局は、大韓
民国内においてこれらの当局が行う訴訟手續
に必要な証人が出席するよう相互に援助する
ものとする。
- 大韓民国にいる合衆国軍隊の構成員が証人
又は被告人として大韓民国の法的に出席する
よう召喚された時は、合衆国軍当局は軍事
上の緊急事態から別途の要求がない限り、こ
れらの者の出席が大韓民国の法令上強制的な
ものであることを条件に、その者の出席を保
証する。軍事上の緊急事態がその者の出席を
妨げる場合には、合衆国軍当局は、出席不
能の予定期間を記載した証明書を提出する。
- 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれ
らの家族に対して発布される召喚状の送付
は、英語により作成され、個人宛に送達され

なければならない。召喚状の送達が軍事施設及び区域内にある者に対して大韓民国の召喚状送達人により執行される場合には、合衆国の軍当局は、前述の送達人がその送達を実行することを可能にするため必要なあらゆる措置を執るものとする。

さらに大韓民国の当局は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が関連した大韓民国のあらゆる刑事訴訟において、全ての刑事上の令状（拘束令状、呼び出し状、起訴状及び召喚状を含む。）の写しを、前記令状を領収するよう合衆国の軍当局が指定した代理人に即時に送達するものとする。

合衆国の軍当局が大韓民国の国民又は居住者を証人又は専門家として必要とするときは、大韓民国の法院と当局は、大韓民国の法に基づきこれらの者の出席を保証する。このような場合には、合衆国の軍当局は大韓民国の法務部長官又は大韓民国の当局が指定するその他の機関を通じて行う。

証人への手数料その他の報酬は、第28条に基づいて設置された合同委員会において決定する。

2. 証人の特権及び免責は、それらの者が出廷する法院、裁判所又はその他当局の法律が定めるところによる。いかなる場合にも、証人は自己を罪に陥れる恐れがある証言をするよう要求されない。

3. 合衆国の当局及び大韓民国の刑事訴訟手続の過程に、いずれかの国家の公務上の秘密の開示又はいずれかの国家の安全を侵害する恐れのある情報の開示が、訴訟手続の公正な処理のために必要になった場合には、関係当局はこのような開示について、関係国家の適切な当局から書面での承諾を得るものとする。

第7項(b)に関して次のように合意する。

大韓民国の当局は、特定事件における刑執行について合衆国の軍当局が特別に表明した見解

に対して十分な考慮を払う。

第9項(a)に関して次のように合意する。

大韓民国法院による即座の迅速な裁判を受ける権利は、修習期間を終えた法官のみにより構成された公正な裁判部による公開裁判を含む。合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、大韓民国の軍法会議により裁かれることはない。

第9項(b)に関して次のように合意する。

合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、十分な事由がない限り、大韓民国の当局により逮捕又は拘禁されず、又その者は、本人及び本人の弁護人が出席する公開法廷においてその事由が明らかにされるような即座の審理を受ける権利がある。十分な事由が示されない時は、即時釈放が命じられる。逮捕又は拘禁された時には即時、その者が理解する言語により被疑事実を通知される。

またその者は、裁判に先立ち相当な期間前に、その者に不利に利用される証拠の性質を通知される。被疑者の弁護人は、請求により、裁判の前に、当該事件の裁判を担当する大韓民国法院に送付された書類の中に含まれる大韓民国当局が得た証人の陳述を調査し写しをとる機会が与えられるものとする。

第9項(c)及び(d)に関して次のように合意する。

大韓民国の当局により訴追された合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、全ての裁判官の尋問、公判前の審理、公判自体及び公判後の諸手続において、本人に対しあらゆる証人が有利又は不利な証言をする全ての過程に参与する権利を有し、証人を審問することのできる十分な機会を与えられる。

第9項(e)に関して次のように合意する。

法律上の代理人の権利は逮捕又は拘禁の瞬間から存在し、この権利には被疑者が立ち会うあらゆる予備捜査、調査、裁判前の審理、裁判自体及び裁判後の手続に弁護人を立ち会わせる権

利とこのような弁護人と秘密裏に相談する権利を含むものとする。弁護人の権利は、あらゆる捜査及び裁判手続において、この協定又は大韓民国国内法により許容される範囲のうち、より有利な範囲内で尊重される。

第9項(f)に関して次のように合意する。

有能な通訳の助力を受ける権利は、逮捕又は拘禁の瞬間から存在する。

第9項(g)に関して次のように合意する。

合衆国政府の代表と連絡する権利は、逮捕又は拘禁される瞬間から存在し、かつ、同代表が欠席した際に被疑者が行った陳述は、被疑者に対する有罪の証拠として認められない。この代表は、被疑者が出席するあらゆる予備捜査、調査、裁判前の審理、裁判自体及び裁判後の手続に立ち会わせる権利を有する。合衆国の当局は、要請がある時には、予備捜査又はいかなる後続手続において、不必要的遅延を防止するため、合衆国政府の代表の迅速な出席を保証する。

第9項に関して次のように合意する。

大韓民国の当局により裁判を受ける合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、大韓民国市民に法律上付与されるすべての手続上の、及び実質的な権利が与えられる。大韓民国市民に法律上付与した手続上の又は実質的な権利が、当該被疑者に拒否されたり拒否される恐れがあるものと認定される場合には、両政府の代表はそのような権利の拒否を防止し又は是正するために必要な措置に関して合同委員会において協議する。

この条の第9項(a)から(g)までの規定に列挙された権利に加えて、大韓民国の当局により訴追された合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又は家族は、次のとおり取り扱われる。

(a) 有罪判決又は判決に対して控訴する権利を有する。

(b) 合衆国又は大韓民国の拘禁施設における裁判前の拘禁期間を、拘禁刑に算入する。

(c) その行為又は不作為があったとき、大韓民国法律により犯罪を構成しない行為又は不作為により有罪とされない。

(d) 嫌疑を受けた犯罪の犯行時に適用された刑罰又は第一審法院の原判決として宣告される刑罰より重い刑罰を課せられない。

(e) 犯行を犯した日以後に、被告人に不利に変更された証拠又は証拠の要求に関する規則に基づき有罪とされない。

(f) 自分に不利になる又は別途に自分自身を罪に陥れるような証言を強制されない。

(g) 残酷な又は異常な処罰を受けない。

(h) 立法上の又は行政上の行為により訴追又は処罰されない。

(i) 同一犯罪について一回以上は訴追又は処罰されない。

(j) 裁判を受け、自身を防衛することが肉体的又は精神的に不適当なときは、裁判を受けるよう要請されない。

(k) 適切な軍人又は民間人の服装をし、手錠をかけられないことを含む合衆国軍隊の威信と調和のとれた状態でない限り裁判を課せられない。

拷問、暴行、脅迫、欺瞞により、あるいは長期にわたる逮捕又は拘禁により収集された後、又は本人の意志に反してなされた自白、自認及びその他の陳述、及び、拷問、暴行、脅迫、欺瞞により、あるいは令状のない不合理に行われた捜索又は押収の結果として収集された証拠物件は、大韓民国の法廷により、この条に基づく被疑者の有罪の証拠として認められない。

この条に基づいて大韓民国の当局が訴追するいかなる場合にも、検察側から無罪釈放の判決について控訴することはできず、被告人が控訴しない判決について控訴することはできない。ただし、法律の誤りを理由とする場合にはその限りではない。

大韓民国の当局は、合衆国の軍当局の要請がある場合、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びに

それらの家族が拘禁され、又は拘禁の予告があつた大韓民国の拘禁施設の区域を合衆国軍当局が訪問及び観察することを許可しなければならない。

敵対行為が発生した場合には、大韓民国は、裁判の待機中あるいは大韓民国法院が宣告した刑の服役中であるを問わず、大韓民国拘禁施設に拘禁されている合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を保護するためにあらゆる可能な措置を執る。大韓民国は、責任ある合衆国の軍当局の拘禁下におくために、これらの者を解放するという要求を好意的に考慮する。施行に必要な規定は、合同委員会を通じて両政府の間で合意される。

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対する死刑又は拘禁、禁固、懲役刑、又は拘禁判決の執行のために利用される施設は、合同委員会において合意された最小限度の水準を充足させなければならない。合衆国の軍当局は、要請すればいつでも大韓民国の当局により拘禁又は拘禁された合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に接見する権利を有する。合衆国の軍当局は、大韓民国の拘禁施設に留置されている被拘禁者と接見する間、それらの人々に対し、補足的な世話及び衣類、飲食物、寝具、医療及び歯科治療等のような物品を供与することができる。

第5項(c)及び第9項に関して次のように合意する。

1. 合衆国の軍当局又は大韓民国の当局が、この協定についての違反が発生したと信じる場合、該当する地方検察庁、支庁、又はこれに相当する機関の検事及び法務官又は適切な法務将校は、このような違反事実を一方が他方に通知した日から10日以内に解決するよう努力する。この問題が10日以内に満足に解決されない場合、いずれの側からであれ合同委員会に違反事実の状況と根拠を記載した書面を

通知することができる。

2. 合同委員会が書面通知を受付けた日から21日以内に、同問題が合同委員会により、又は両国間で解決されない場合、合同委員会の両国代表は、第28条第3項に従って、適切なルートで同問題を解決するために、これを各政府に委託することができる。

第10項(a)及び第10項(b)に関して次のように合意する。

1. 合衆国の軍当局は、通常、合衆国の軍隊が使用する施設及び区域内において、すべての逮捕を行う。この規定は、合衆国軍隊の権限ある当局が同意した場合、又は重大な罪を犯した現行犯を追跡する場合に、大韓民国の当局が施設及び区域内で逮捕を行うことを妨げるものではない。

大韓民国の当局が逮捕することを希望する者で、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族でない者が、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内にいる場合には、合衆国の軍当局は、大韓民国の当局の要請に基づき、その者を逮捕することを引き受ける。合衆国の軍当局により逮捕された者で、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族でない者は、即時大韓民国の当局に引き渡される。

合衆国の軍当局は、施設又は区域の周辺において同施設又は区域の安全に対する犯罪を犯している者又は犯そうとしている者を逮捕又は拘禁することができる。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族でない者は、即時大韓民国の当局に引き渡される。

2. 大韓民国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内において、人若しくは財産に関し、又は所在如何を問わず合衆国の財産に関して、捜索、差押え又は検査する権利を行使しない。ただし、合衆国の関係軍当局が大韓民国の当局にこのような人物又は財産に対する捜索、差押え又は検査に同意した

ときにはその限りではない。

大韓民国の当局が、合衆国軍隊の使用する施設及び区域内にある人物若しくは財産又は大韓民国内にある合衆国の財産に関して捜索、差押え又は検査を行おうとするときには、合衆国の軍当局は、大韓民国の当局の要請に基づき、捜索、押収又は検査を行うことを引き受ける。合衆国政府又はその附属機関が所有し、又は使用する財産を除く前記財産に関する判決があった場合は、合衆国は、合衆国の法律に基づき、その財産を判決に従った処理のために大韓民国の当局に引き渡す。

第23条

1. 別に規定する場合がない限り、この条の第5項、第6項、第7項及び第8項の規定は、ソウル特別市の区域においておきた事件から発生した請求権に関しては、この協定の効力発生日後6か月間で、大韓民国内の他の地域で発生した請求権に関しては、この協定の効力発生日から1年で、発効する。
2. 第5項、第6項、第7項及び第8項の規定がそれぞれの地域において発効するようになる時まで、次の規定に従う。
 - (a) 合衆国は、軍隊の構成員又は被用者の公務執行中の行為及び不作為又は同国軍隊が法律上責任を負うその他の行為、不作為又は事故で、大韓民国内において両国政府以外の第三者に損害を加えたことから発生する請求権（契約による請求権を除く。）を処理し、解決する。
 - (b) 合衆国は、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対するその他の契約に基づかない請求権を受け入れ、合衆国の関係当局が決定する事件と金額について道義に基づく支払いを提案することができる。
 - (c) 各当事国は、自国軍隊の構成員又は被用者が公務執行に従事していたのか否か及び

自国が所有する財産が自国軍隊により公用のために使用されていたのか否かを決定する権利を有する。

3. 第2項(d)の目的のため、第5項(e)は、この協定の発効日に大韓民国全域にわたり有効となる。

第25条

第25条の規定は、合衆国の設備、装備品、財産、記録及び公的な情報に適用されるのと同じ方式で、記述された個人及びその者の財産を保護するために適用される。

第28条

第1項の第1文において規定されている例外は、第3条第2項(b)及び(c)にのみ関連する。

ソウルにおいて、1966年7月9日

この改正合意議事録は、大韓民国政府からアメリカ合衆国政府に対して同改正合意議事録が大韓民国の国内法上の手続に従って承認されたということを書面で通告した日から1か月後に発効する。

以上の証拠として、下名の者は、各政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

2001年1月18日、ソウルにおいてひとしく正文である英語と韓国語により本書二通を作成した。相違がある場合には英語本が優先する。

（署名略）

（注）

(1) United Service Organizations。海外の米軍に娯楽を提供する民間の非営利組織であり、約60年の歴史を持つ。

（しらい きょう・海外立法情報課）

アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び関連する
合意議事録に関する了解事項 [2001年改正]

Understandings to the Agreement under Article IV of the Mutual Defense Treaty
Between the United States of America and the Republic of Korea
Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces
in the Republic of Korea and Related Agreed Minutes, as amended
(2001年1月18日改正)

白井 京 訳

アメリカ合衆国と大韓民国は以下の了解事項
に合意した。

第2条

第1項(b)

大韓民国は、再使用権を留保したまま返還された施設及び区域について、留保された再使用権の放棄を、合同委員会又は施設区域小委員会を通じて合衆国軍隊に要請することができ、合衆国軍隊は、そのような施設及び区域が近い将来再使用されるものと予見されなければ、このような提議に好意的に配慮するものとする。

第3項

1. 合衆国及び大韓民国は、供与当時最初の取得文書に明示された用途上又は将来の使用計画上、これ以上必要としない施設及び区域を返還するため、在韓米軍地位協定第2条に基づき供与されたあらゆる施設及び区域を少なくとも年一回検討するものとする。これは、大韓民国が合同委員会又は施設区域小委員会を通じて、合衆国軍隊に特定の施設及び区域の返還を要請することを排除するものではない。

2. 合衆国は、供与を記録する取得文書に当初記載された施設及び区域の用途において変更があるときは常に、これを大韓民国に通知し、

協議する。

- (a) 合衆国が供与された区域及び施設を継続使用する必要を表明する場合、施設区域小委員会はその供与された区域の査察を実施する。供与された区域の査察結果及び新用途は、取得文書に適切に記録される。
- (b) 供与された区域及び施設について、合衆国による主要な軍事的建設又は部隊再配置のような合衆国による使用が計画された場合、施設区域小委員会は、供与された区域の査察を実施する。使用計画は、3年を超えない期間内に、予想される計画着手日と共に取得文書に適切に記録される。内部的な法的制約により使用計画が3年を超えると予想される場合、合同委員会に通知されるものとする。同委員会は、計画着手日の延長を許可するかどうか決定するものとする。
- (c) 施設区域小委員会が区域又は施設について現在使用されていない又は使用計画がないと決定した場合、施設区域小委員会は、返還すべき地域を勧告すると共に、検討結果を合同委員会に報告する。合同委員会は勧告を検討し、その区域又は施設の返還を指示する。合衆国は、合同委員会が承認した条件に基づき、その区域又は施設を返還するものとする。

3. この了解事項第1項において考察された通り、供与された施設及び区域に対する査察を毎年間違ひなく検討することを支援するため、合同委員会は既存の施設及び区域を合同で実査するための手続を開発する。合同査察手続は、供与された区域の境界及び規模（面積）、供与された区域上の建物及び構造物の数、それらの建物及び構造物の規模と面積を確定し、個々の供与施設及び区域の用途の一般的な種類を確認する結果をもたらさなければならない。合同査察の結果は、適切に作成された取得文書が存在すること、両当事国の不動産担当代表及び記録事務所が適切に整理していることを確認し、施設または区域を返還する必要性があるかを決定するために使用される。

4. 供与された区域又は施設の使用が、侵食のような制約により損なわれる事例が合同委員会に報告される場合、施設区域小委員会はそのような制約を合同委員会に報告し、これを除去する目的でただちに協議を行う。大韓民国は、双方が受容可能な行政的措置を執ることを含む、制約を除去するための措置に即座に着手する。合衆国軍隊も、合衆国があらゆる使用権を有する供与された区域及び施設を適切に管理し、可能な範囲内で侵食を防止するために必要な措置を執り、大韓民国は合衆国軍隊の要請があれば行政的支援を提供する。

第3条

第1項

供与された施設及び区域内で「編制、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置」を執る合衆国の権利に基づき、合衆国は、計画された(1)固有の建物の改造又は撤去（移転）及び(2)関連公益事業及び役務を提供する地域韓国業者又は地域社会の能力に影響を及ぼす可能性があ

り、又は地域社会の健康及び公共安全に影響を及ぼす可能性があると合同委員会により定義された新築又は改築について、大韓民国政府に適時に通知し、協議する。

合衆国は、大韓民国政府が地方政府との調整下に建築計画を検討することができるよう十分な時間をおいて大韓民国政府に対して通知して、協議する。通知及び協議には当初の計画書の提供を含めることができる。合同委員会は「当初計画書」の形式を作成する。大韓民国政府は、あらゆる地方政府との調整結果に関して合衆国軍隊と協議する。合衆国は、大韓民国が表明した見解について十分に考慮する。この手続は、合衆国軍隊が計画作成目的のために地方政府と直接的に調整することを排除するものではない。

第9条

第5項

1. 合衆国の軍事郵便局経路を通じて配達される郵便物に対する大韓民国税関検査官の検査に関する細部手続は、別途の施行合意書に規定される。
2. 大韓民国の税関当局は、所持道具や個人の船積貨物が軍隊の個々の構成員及び軍属並びにそれらの家族に郵送されるときは、これらの宿所において、これらの立ち会いの下に合衆国当局の検査に立ち会うことができる。この大韓民国の税関当局は、合衆国の当局が実行を予定するどのような検査も監視することができる。特定の貨物に禁輸品又は合理的な範囲を超える量の物品が含まれた重大な疑惑があるという大韓民国の税関当局の適切な事前通知に基づいて、合衆国の当局は予定されない検査を準備する。大韓民国の税関当局は、宿所において個々の構成員、軍属又は許可された要員の立ち会いの下でそのような予定されない検査を監視する機会が与えられるもの

とする。

3. 大韓民国の税関当局は、合衆国軍隊（その公認された調達及び第13条に規定された歳出外の諸組織を含む。）に宛てられた軍事貨物に対する税関検査を行ってはならない。歳出外資金の諸組織に宛てられた貨物については、合衆国の当局が大韓民国の当局に定期的に貨物目録と船積書類を含む関連情報を提供する。その他の関連情報は、要請に基づき、合同委員会又は免税物品不法取引臨時小委員会を通じて提供される。

第6項

合衆国の当局は、大韓民国政府にとって満足し、かつ、大韓民国政府の適用可能なあらゆる関連税規則に符合する施行手続に関して、大韓民国当局と協議する。合衆国の当局は、いつでもその軍隊の構成員、軍属及び招聘契約被用者並びにそれらの家族に対して大韓民国が要求するものよりさらに厳格な制限を課すことができるが、より厳格でない制限を課すことはできない。

合意議事録第4項

大韓民国の所管の職員は、命令に基づいて大韓民国に入国する合衆国軍隊の構成員の合衆国職員による検査に、監視員として立ち会うことができる。

第13条

合衆国当局は、非資格者が合衆国軍隊歳出外資金（NAF）の諸組織を利用するのを統制するために、合理的かつ実際的な努力をする。合衆国の当局は、適用可能な在韓米軍地位協定の関連規定を遵守するため、在韓米軍の歳出外資金諸組織のあらゆる韓国民間人会員資格とその行動報告を年に2回検討する。

第15条

第1項

1. 在韓米軍が一又はそれ以上の第三国法人を在韓米軍の招請契約者として利用することが、合衆国及び大韓民国との間の相互防衛のために重大な利益になると決定する場合、大韓民国の政府当局は、これらの非合衆国法人にこの協定の恵沢を拡大するという合衆国の要請を好意的に考慮する。
2. 合衆国軍隊は、大韓民国の労働力では入手できない特殊技術を保有している第三国契約被用者を、特権なしに、大韓民国に連れてくることができる。

第16条

1. 合衆国軍隊の契約活動は、現地契約会社の登録に関する大韓民国政府の行政的な要求事項を尊重する。特別な要求事項は、合衆国軍隊との業務契約者に対してのみ課せられるものではない。合衆国軍隊との契約が認定された契約者は、軍装品協会又は類似機関に加入することが要求されない。
2. 「現地契約会社の登録に関する行政的な要求事項」とは、現地会社の登録及び免許に関する大韓民国政府の法的基準及び手続きを意味する。

第17条

第3項、合意議事録第2項及び第4項

1. 第3項に使用された「合衆国軍隊」とは、第15条第1項で述べられた人員を含むものと理解する。
2. 第3項に使用された「従う（conform）」とは、雇用条件、補償及び労使関係がこの条又は合意議事録第4項に規定された手続きに基づいて合同委員会によって別途に合意されない限り、大韓民国の労働法によって定められる条件と実質的に一致することを意味する。

雇用条件、補償及び労使関係が実質的に一致するかどうかに関する問題がある場合には、両政府の一方は合意議事録第4項に規定された手続により、合同委員会に問題を付託することができる。

3. 第3項並びに合意議事録第2項及び第4項において使用された「軍事上の必要」とは、合衆国軍隊が軍事目的遂行のために解決が緊急に必要とされる場合を称するものと理解する。この用語は、戦争及びこれに準ずる非常事態、合衆国の法律により課される軍隊の任務の変更及び物資制約のような状況に対処するために合衆国軍隊の準備態勢を維持する能力に影響を及ぼすような状況を含む。
4. 合意議事録第4項に規定された大韓民国の労働法令からの逸脱が、非常事態時に軍事作戦を深刻に阻害する場合には、合同委員会に付託される必要はない。

第4項(a)

1. 大韓民国及び合衆国軍隊は、この項の下で発生する労働争議の正当かつ公正な解決を促進させるために、最大の努力をする。
2. 合衆国軍隊は、韓国人被用者労働組合職員に対して不利な措置を執るときは事前に大韓民国労働部の所管の職員に通知する。

第4項(a)(i)

第17条第4項(a)(i)に規定された労使争議の解決手続及び労働部の役割が変更されたことにともない、関係当事者は争議調停を管轄する大韓民国労働関係委員会に調停を申請する。その手続は次のとおりとする。

1. 労働関係委員会は各々の争議を調停するための委員会を構成する。
2. 調停委員会は3人の委員で構成される。
3. 争議当事者は、中央労働委員会の公務員調停委員常備名簿から名前を選択的に削除する

方式で3人の委員を選定する。

4. 調停は、労働関係委員会が調停申請を受付けた日から15日以内に完結する。
5. 関係当事者は、労働関係委員会の調停期間を追加で15日間延長することに合意できる。
6. 調停手続の細部事項は、合同委員会によって合意されるところによる。
7. 労働関係委員会の調停委員会による仲裁は、勧告的なものであり争議当事者を拘束しない。
8. 調停委員会が合意に到達しない場合、その問題は合同委員会に付託される。

第4項(a)(ii)

1. 調停努力を促進するため、特別委員会は、問題となった争議を調査するにおいて、あらゆる関連情報及び雇用主代表を含め当該争議を知るあらゆる者に接することができる。
2. (a) この項の下で特別委員会に付託される争議は、主に団体行動事案に含まれるものと理解される。しかし、大韓民国労働部は、個人事案も被用者がその事案に対する雇用主の最終決定を受け取った後60日以内に再審査請求が受理され、これに基づき合衆国軍隊のこの事案に関連する書類を検討した結果、次のような事実を発見した場合、合同委員会又は労働小委員会を通してこの特別委員会にこれを付託することができる。
 - (i) 雇用主が通常の申し立て手続きを終えた後に最終決定を下したこと。
 - (ii) 当該被用者が申し立てに同意し、特別委員会の決定を最終的なものとして受け入れることを書面において合意したこと。
 - (iii) 顕著に不公正な決定であり又は適切な行政手続を経ていなかった信じるに値する理由があること。

合衆国軍隊は、労働部の付託要請に対して適時に応じる。

- (b) これらの手続きにおいて、被用者は、自身が選択した弁護人又は個人的な代理人を代理とすることができます。特別委員会は、回付される個人事案に対する特別委員会決定の拘束力の効果を勘案して最終決定に到らねばならず、かつ、これらの事案は第4項(a)(iii)で規定されたように追加検討のために合同委員会に上程されない。特別委員会の個人事案に対する検討は、事案に対する行政記録と被用者又は雇用主により提出された準備書面又は口頭論議に限定される。特別委員会は、復職と報酬の遡及支払までを含む適切な救済措置を命令する全権を有する。

- (c) 特別委員会は、大韓民国政府及び合衆国軍隊から各々同数で代表される6人以下の委員により構成される。すべての委員は公正かつ公平な決定を下すことができなくてはならず、従って検討中の事案に関与しなかった者でなければならぬ。すべての事案は多数決により決定される。

第4項(a)(v)

第17条第4項(a)(v)に関連し、かつ変化した労働慣行を考慮し、被用者団体又は被用者は、労働関係委員会が調停申請を受付けた日から最小限45日間は正常な業務要件を妨害するどのような行為にも従事せず、その期間が終わる時、在韓米軍地位協定に従ってその問題は合同委員会に委託されるものと理解される。

第22条

第1項(a)に関する合意議事録

1. 大韓民国政府は、第1項(a)に関する合意議事録の第二文による通知に基づき、合衆国

軍当局が刑事裁判権条項の規定に従って、それらの者に対して裁判権を行使することに同意する。

2. 大韓民国における戒厳令の存在により、平時であれば韓国の民間人を対象とする法院で処罰することができる合衆国の軍属及び家族の犯罪に対して、両国家ともに裁判権を行使することができない場合を回避し、同時にこれらの者に公正な裁判の権利を保障するため、合衆国軍隊は、大韓民国がこれらの者を在韓米軍地位協定の一般的な安全基準に基づき正常に構成された民間人を対象とする法院で裁判することを保障したときは、合衆国の軍属及び家族に対する大韓民国の裁判権の行使要請を好意的に考慮する。

第1項(b)

大韓民国の民間当局は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕、捜査及び裁判に対する完全な管理権を有する。

第2項に関する合意議事録

合衆国の当局は、排他的な裁判権の放棄を要請することについて、最大限に自制することを了解する。

第3項(a)に関する合意議事録

1. ある者が特定の任務について遂行を要求された行為から実質的に離脱した場合、これは通常その者の「公務」外の行為を意味する。
2. 任務証明書は、参謀部法務官の助言に基づいて発給され、また、任務証明書を発給する権限は將軍級の将校にある。
3. (a) 修正が合意されない限り、証明書は決定的である。ただし大韓民国の当局は、合衆国軍隊のどのような公務証明書についても、討議、質問又は拒否することができる。合衆国の当局は、これと関連し

大韓民国の当局が提起するいかなる意見についても十分な考慮をしなければならない。

- (b) 大韓民国のより低いレベルの官署が合衆国軍隊の公務証明書に対して討議、質問又は拒否することができる権限については、所管の地方検察庁、地方検察庁支部又はこれと同レベルの検察官は、疑問視される公務証明書について、これを受付けた日から10日以内に参謀部法務官又は所管の法務官と討議することができる。検察官が同証明書受付日から10日以内に満足に値する解決に到達できない場合には、法務部（Ministry of Justice）の所管の当局者は、残っているどのような未合意事項についても法務官、合衆国軍隊、大韓民国又は法務官により指定された者と討議することができる。公務証明書が地方検察官に最初に提出された後20日以内に合意に到達することができない場合は、残っている未合意事項は合同委員会又は刑事裁判権小委員会に付託することができる。合同委員会又は刑事裁判権小委員会が、適切な期間内に残っている未合意事項を解決することができない場合には、外交ルートを通じて解決するよう付託することができる。被告人が遅滞なく迅速な裁判を受ける権利が、公務証明書の検討遅延により剥奪されないようにするために、公務証明書が最初に提出された後30日以内に相互合意に到達できない場合には、同協議が継続であっても、合衆国軍当局は、被疑事実について軍法会議による裁判を実施し、非司法的懲罰を科し、又はその他の適切な措置を執ることができる。

第3項(b)に関する合意議事録第3項(b)

大韓民国の代表が、大韓民国領域外で行われる軍隊の構成員、軍属又はこれらの家族を対象にした裁判に出席できる権利に言及したのは、これらの裁判が大韓民国の領域内で行われる時にこれに出席する権利が排除されるものと解釈されない。

第3項(c)

- 一方の当事国が、他方の当事国に対し、裁判権を行使する第一次の権利の放棄を要請する場合、該当犯罪の発生を通知され、又は別途知らされた後、21日を超えないよう可能な限り速やかに、これを要求書面で提出しなければならない。
- 一次的裁判権を有する当事国は、要請書面の受け付けに基づいて、28日以内に同要請について決定し、これを他方の当事国に知らせるものとする。
- 特別な理由があるとき、一次的裁判権を有する当事国は、当該事案を確認し、本来の28日の期間が終了する前に、通常14日を超えない特定期間の延長を要求することができる。
- 一次的裁判権を有する当事国が裁判権を行使しないことに決定し、又は延長期間を含めて定められた期間内にその決定を他方の当事国に通知しなかったときは、要請当事国が競合管轄権を行使することができる。

第5項(c)

- 大韓民国の当局は、正式に任命された合衆国代表の立ち会いの下に合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を尋問することができ、逮捕後、身柄を合衆国の軍当局に引き渡す前に事件について予備捜査を行うことができる。法的代表の権利は、逮捕又は拘禁の瞬間から存在し、同権利は弁護人を出席させる権利、被疑者が出席するすべての予備的捜査、調査、裁判前尋問、事実審前審問及びそ

- の後の諸手続においてそのような弁護人と秘密裏に相談する権利を含む。合衆国の代表は、公平な立会者でなければならず、合衆国の代表と弁護人はどのような尋問にも介入することができない。
2. 大韓民国が一次的裁判権を有する事件に関し、起訴時又は起訴後に合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対してなされる「公判前拘禁」（「最終判決前の拘禁」を意味する）の引渡要請は、このような拘禁の相当な理由と必要がある場合、第22条第5項(c)に関する合意議事録に規定され、又はその後合同委員会において合意される類型の犯罪について行うことができる。
 3. 大韓民国が一次的裁判権を有する事件に関し、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族である被疑者の拘禁は、第22条第5項(c)に関する合意議事録の第2項、第3項、第10項又は第11項に基づき、大韓民国の当局に引き渡されず、又は大韓民国の当局により拘禁されず、合衆国の軍当局の手中にある場合、すべての裁判手続が終結し大韓民国の当局が拘禁を要請するときまで合衆国の軍当局がこれを留保するものとする。
 4. 合衆国の軍当局は、大韓民国の当局が一次裁判権を有する重大犯罪に関し、合衆国当局の起訴による「事実審前の拘禁（「最終判決前の拘束」を意味する）」を大韓民国当局から要請された場合、これについて十分に考慮する。
 5. 大韓民国の当局は、合衆国の軍当局からその軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族である被疑者の拘禁継続に関する協力要請を受けた場合、好意的に考慮する。これは、合衆国の軍隊の構成員、軍属又は家族である被疑者の拘禁継続のために大韓民国の当局が合衆国の軍当局に協力を提供する義務を課するものではない。むしろ、この規定は合衆国の軍当局が、捜査と裁判のための大韓民国当局の要

請に、役立たせることができないと考える場合、大韓民国当局に拘禁の引き渡すための手続を規定するためのものである。

6. 大韓民国の当局は、起訴後その拘禁下にある被告人を相手に、起訴された犯罪の根拠を形成する、又は起訴された犯罪と同一の事実関係に基づき起訴することができた事実、状況、又は事件について尋問しないものとする。大韓民国当局は、起訴された犯罪とは無関係の犯罪の根拠を形成する、又は形成する可能性のある、当該無関係の事実、状況、又は事件に関しては、同被告人を尋問することができる。このような場合、大韓民国の当局は、在韓米軍の法務官に通知しなくてはならない。事前の弁護人を得るための要請は、いかなる尋問中であっても適用されると考える。
7. 第22条第5項(c)に関する合意議事録第2項に基づき、大韓民国の当局が被疑者を継続拘禁している場合、被疑者が弁護人の参与を望めば、大韓民国の当局は、弁護人が雇用され合衆国代表と共に予備調査に参与する時まで、被疑者の身分及び身元を確認するために必要なこと以上の尋問を差し控える。このような場合、逮捕後48時間内に拘束令状を適用するための大韓民国の法律に基づく請求は、弁護人を利用できる時まで停止される。
8. 大韓民国の当局の拘禁下にある間、被疑者は、自分自身の権利に関して告知を受けた後、権利放棄書面に署名しない限り、いかなる面談や尋問への弁護人参与も放棄されない。合衆国の代表もまた、被疑者がその権利に関して告知された後、これを知り自発的に権利放棄書面に署名したという事実を認証するため、同権利放棄書面に署名する。このような場合、大韓民国当局はこの項に基づき弁護人の参与が適切に放棄されない限り、弁護人の参与がなく取得され受け取られた陳述とこのような陳述から出てきた証拠は、いかなる後

続手続においても採択されないということを保証する。

9. 被疑者のプライバシーと無罪推定は、捜査及び裁判手続を通して特に犯罪再演(reenactments)時に尊重される。これらすべての手続は、被疑者の公正な裁判を受ける権利が侵害されない方法で行わなければならない。本項は、大韓民国の捜査当局によるいかなる尋問も制限するための根拠にならない。

10. 大韓民国の当局は、裁判前拘禁又は拘束の施設が、合同委員会により設定された基準に合致し又はそれ以上であるものと合同委員会により事前承認されることを保証する。被疑者は、合衆国の適切な代表、弁護人及び家族との通常的な連絡及び面会が許容され、刑確定者と混在収監されず、最終刑の宣告前に重懲役または労役実施されない。大韓民国は、家族面会の回数と時間に関するいかなる特別要請に対しても好意的に考慮しなくてはならない。弁護人は、通常勤務時間中いつでも被疑者又は被告人と接見し、彼らが必要だと考える時間の間、秘密裏に相談する権利を有する。

11. 第22条第9項(a)の要件に基づき、次のように了解する。

(a) 被疑者は大韓民国の当局により最初に裁判前拘禁に処された日から30日以内に、又は大韓民国の法律が定める期間より短い期間内に起訴又は釈放されなければならない。

(b) 第一审裁判が完了する前、被疑者の拘禁は6月又は大韓民国の法律が定める期間より短い期間を超えないものとする。又は、被疑者は大韓民国の当局による拘禁から釈放されなければならない。

(c) 控訴審裁判中の被疑者の拘禁は、第一審法院の決定に基づく拘禁満了日から4月又

は大韓民国法律が定める期間より短い期間を超えてはならない。又は、被疑者は大韓民国の当局による拘禁から釈放されなければならない。

(d) 上告審裁判中の被疑者の拘禁は、控訴審法院の決定に伴う拘禁満了日から4月又は大韓民国の法律が定める期間より短い期間を超過してはならず、さもなければ、被疑者は、大韓民国の当局による拘禁から釈放されなければならない。

12. 次のいずれかの事由により裁判手続が停止した期間は、前項(a)、(b)、(c)に規定された期間に含まれない。

(a) 停止が被告人の判事に対する忌避請求により発生した場合

(b) 控訴事実又は適用規定の追加及び撤回又は変更時、被疑者の防御準備のため行われる場合

(c) 被告人が精神的又は肉体的に無能力な場合

第5項(d)

安全保障に関する犯罪と関連する大韓民国の当局の手中にある被疑者の拘禁に関しては、それらの拘禁をするのに適切な環境について合衆国と大韓民国との間に相互合意がなければならない。

第9項に関する合意議事録の番号のない第二段落(a)

大韓民国法院の控訴手続きに基づき、被疑者は、控訴法院による新しい事実発見のための根拠として、新しい証拠と証人を含めた証拠の再調査を要求することができる。

第23条

第5項及び第6項

1. 合同委員会は、大韓民国法院による民事裁

- 判権の行使のための手続を制定する。
2. 請求手続を担当する合衆国及び大韓民国の当局は、適切な場合には、治療費のための事前支払を考慮することを含め、交通事故による被害賠償請求の判定と支払が迅速になされるよう相互に努力する。

第26条

1. 合衆国の軍当局は、在韓米軍地位協定に基づき許可されたすべての入国港において、隔離対象の疾病が発見されなかったという確認書を四半期ごとに大韓民国の保健福祉部に提出する。ただし、それらの疾病が発見されれば、合衆国軍隊は、適切な隔離措置を執り大韓民国の関係保健当局に即時通知することと了解される。
2. 動物及び植物の害虫及び疫病が韓国に流入することを防止するため、かつ、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族のための食料品が不適切な中断なく供給されるよう保証するため、両国の政府当局は、合同委員会により設定される手続に基づき、合同検疫を実施することに合意する。
3. 合衆国の軍当局は、後天性免役不全症群（AIDS）患者又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染者と判明した合衆国軍隊構成員の韓国人との接触の危険に関する適切な情報を、即時大韓民国の関係保健当局に提供する。合衆国の軍当局はまた、合衆国軍隊構成員の間の AIDS 又は HIV の調査に関する統計情報を、四半期ごとに適切な大韓民国の関係保険当局に提供する。さらに、伝染病関係情報を周期的にかつ疫病発生時には隨時、第18医療司令部防疫部隊参謀又は適切な後続部隊と直接接觸し、^(注1)大韓民国政府に提供する。

大韓民国及び合衆国の両国は、将来の在韓米

軍地位協定の実施に関する新しい問題が発生した時、この解決のために合同委員会又は小委員会に継続して付託することに合意する。

この了解事項は、大韓民国政府からアメリカ合衆国政府に対し、同了解事項が法的手続に従って承認されたという書面通知をした日から1月後に効力を生ずる。

以上の証拠として各々の政府から正当な権限を委任された下名の者は、これらの了解事項に署名した。

2001年1月18日、ソウルにおいてひとしく正文である英語と韓国語により本書2通を作成した。相違がある場合には英語文が優先する。

(署名略)

(注)

- (1) 在韓米軍公式ウェブサイト <<http://www.usfk.or.kr>> 及び韓国外交通商部公式ウェブサイト <<http://www.mofat.go.kr>> から入手した本了解事項の韓国文テキストにおいては、第26条第3項について、「合衆国の軍当局は、後天性免役不全症候群（AIDS）患者又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染者と判明した合衆国軍隊構成員の韓国人との接觸の危険に関する適切な情報を、即時大韓民国の関係保健当局に提供する。さらに、合衆国の軍当局は、伝染病関係情報を周期的にかつ疫病発生時には隨時、第18医療司令部防疫部隊参謀又は適切な後続部隊と直接接觸し、大韓民国政府に提供する。」とされており、英語文における「合衆国の軍当局はまた、合衆国軍隊構成員の間の AIDS 又は HIV の調査に関する統計情報を、四半期ごとに適切な大韓民国の関係保険当局に提供する」の一文が抜け落ちている。

（しらい きょう・海外立法情報課）

韓国人被用者の優先雇用及び家族構成員の雇用に関する了解覚書

Memorandum of Understanding

Preferential Hiring of Korean Employees and Employment of Family Members

白井 京 訳

アメリカ合衆国と大韓民国は、以下の通り合意する。

1. 在韓米軍は、この了解覚書発効日現在、在韓米軍により大韓民国国民が占有すると指定されている民間人職については、大韓民国国民を独占的に雇用する。このような職は、合衆国軍隊の家族及び軍属の家族に開放することができるが、これらの家族は、雇用可能かつ資格を備えた大韓民国国民の候補者がない場合に限り、空席とみなされる。大韓民国国民で占有されるよう指定された職は、国家安全保障上の理由がある場合に限り、他の人で占有する職に変更することができる。
2. 大韓民国は、大韓民国に駐留する合衆国軍隊構成員の家族及び軍属の家族が、A-3査証を所持して大韓民国に入国し、同査証上の地位を維持しつつ滞在する間、これら家族に対して就業許可を与えることを積極的に考慮す

る。(E1～E8)の8つの就業分野は、大韓民国出入国管理法により規定された職の雇用条件に合致した場合に限り、合衆国軍隊構成員の家族及び軍属の家族が利用できる。大韓民国の税関連法令は、合衆国と大韓民国との間の在韓米軍地位協定(SOFA)第14条第2項に基づき免税されないすべての所得について適用する。

この了解覚書は、大韓民国政府からアメリカ合衆国政府に対して、この了解覚書が法的手続に従って承認されたという書面通告をした日から1か月後に発効する。

2001年1月18日、ソウルにおいて英語と韓国語により本書2通は署名された。

(しらい きょう・海外立法情報課)

環境保護に関する特別了解覚書

Memorandum of Special Understandings on Environmental Protection

白井 京 訳

在韓米軍地位協定の合意議事録第3条第2項に従い、

1953年の相互防衛条約、合衆国と大韓民国との間の在韓米軍地位協定(SOFA)に基づき在韓米軍に供与された施設及び区域、並びにそれらの施設及び区域に隣接した地域社会における汚染の防止を含めて環境保護の重要性を認識し、

合衆国政府と大韓民国政府は、これらの政策に従って、管理基準、情報共有及び立入、環境履行実績、並びに環境問題の協議に關し、以下の了解事項に合意した。

管理基準

合衆国政府及び大韓民国政府は、環境管理基準(EGS: Environmental Governing Standards)の定期的な見直し及び更新に協力することにより、環境を保護するための努力を継続する。これらの基準は、新しい規則及び基準に適応する目的でEGSを2年ごとに検討することにより、関連する合衆国の基準及び政策並びに大韓民国内で一般的に執行され、適用される大韓民国の法令中、より保護的な基準を参照とし、在韓米軍の不利益とならないよう、継続して開発される。合衆国政府は、新しい規則及び基準に適合させる目的でEGSの定期的見直しを遂行するという政策を確認する。見直しの間に、より保護的な規則及び基準が発効される場合、合衆国政府と大韓民国政府は、EGSの更新について迅速に論議する。

情報の共有及び立入

合衆国政府及び大韓民国政府は、大韓民国国民並びに合衆国軍人、軍属及びそれらの家族の

健康及び環境に影響を及ぼしうる問題に關し適切な情報を交換するため、在韓米軍地位協定第28条により設置された合同委員会の枠組を通じて共同で作業する。施設及び区域への適切な立入りは、合同委員会において作成される手続に基づいて行われる。合衆国政府と大韓民国政府は、定期的に、合同委員会の環境小委員会を通じて1953年相互防衛条約の下での大韓民国での防衛活動と関連した環境問題の検討を継続する。環境小委員会は、情報交換のための分野、韓国公務員の施設及び区域に対する適切な出入並びに合同査察、モニタリング及び事後評価を検討するため定期的に会合する。

環境履行実績

合衆国政府及び大韓民国政府は、在韓米軍の施設及び区域又はそれらの施設及び区域に隣接する地域社会において環境汚染により生じるどのような危険についても協議する。合衆国政府は、環境への悪影響をできるだけ少なくするため、在韓米軍活動の環境的側面を調査し、確認し、かつ評価する定期的な環境実施査定を遂行する政策を承認する。すなわち、必要とされる計画を立て、プログラムを作り、予算を立てること、在韓米軍により引き起こされた健康に対する既知の切迫した、実質的な危険を引き起こす汚染の除去を迅速に実施すること、及び人間の健康を保護するために必要な追加的は正措置を検討することである。大韓民国政府は、在韓米軍の施設及び区域の外部の原因により引き起こされ、健康に対し既知の切迫した、実質的な危険を引き起こす汚染に対応するために、関係法令に基づき適切な措置を執るという政策を確

認する。

環境問題の協議

合同委員会の環境小委員会及び他の関連小委員会は、在韓米軍の施設及び区域に關係する環境問題並びにそれらの施設及び区域に隣接した地域社会に關係する環境問題を論議するため、定期的に会合する。

合衆国政府と大韓民国政府は、合同委員会を通じて、環境保護に関する上記了解事項を実現するための適切な手続を準備する。

2001年1月18日、大韓民国ソウルにおいて署名された。

(しらい きょう・海外立法情報課)